

平成 21 年 6 月 1 2 日

株 主 各 位

東京都大田区大森西一丁目 9 番 12 号
テクニカル電子株式会社
代表取締役会長 本 房 周 作

「第 69 期定時株主総会招集ご通知」記載事項の一部訂正について

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、平成 21 年 6 月 11 日付で送付いたしました「第 69 期定時株主総会招集ご通知」に一部誤りがございました。ここに謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

敬具

記

訂正 1（下線は訂正箇所示しております）

企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果（4 頁）、(2) 設備投資等の状況（4 頁）

【訂正前】

「賃貸事業」におきましては、売上高は 1 億 2,199 万円（前年度比 7.1%増）となりました。

以上の業績となり、株主の皆様には誠に申し訳ございませんが、配当は見送らせて頂きたいと存じます。

事業の種類別セグメント別売上高

(単位：千円)

セグメント別	期 別	第68期 平成19.4～20.3	第69期 平成20.4～21.3	前年度比 増 減 率
駐 車 場 関 連 事 業		<u>3,777,811</u>	3,654,291	△3.3%
電 子 機 器 部 品 事 業		4,436,413	2,598,948	△41.4%
賃 貸 事 業		<u>113,911</u>	121,995	<u>7.1%</u>
合 計		8,328,136	6,375,236	△23.4%

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資は、駐車場関連事業用及び電子機器部品事業用の機械及び装置、工具、器具及び備品に 1億9,798万円の投資を行いました。

【訂正後】

「賃貸事業」におきましては、売上高は1億2,199万円（前年度比7.2%増）となりました。

以上の業績となり、株主の皆様には誠に申し訳ございませんが、配当は見送らせて頂きたいと存じます。

事業の種類別セグメント別売上高

(単位：千円)

セグメント別	期別	第68期 平成19.4～20.3	第69期 平成20.4～21.3	前年度比 増減率
駐車場関連事業		3,777,878	3,654,291	△3.3%
電子機器部品事業		4,436,413	2,598,948	△41.4%
賃貸事業		113,844	121,995	7.2%
合計		8,328,136	6,375,236	△23.4%

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資は、駐車場関連事業用及び電子機器部品事業用の機械及び装置、工具、器具及び備品に2億270万円の投資を行いました。

訂正2（下線は訂正箇所示しております）

企業集団の現況に関する事項

(9) 従業員の状況（7頁）

【訂正前】

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減
合計	291名	117名減

(注) 従業員が当期に117名減少しておりますが、これは主としてEPE (Thailand) CO., LTD. の生産調整に伴うものであります。

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
合計又は平均	150名	1名減	41.23歳	15.17年

(注) 従業員数には、役員、嘱託、パートタイマー、アルバイトは含んでおりません。

【訂正後】

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減
合計	292名	114名減

(注) 従業員が当期に114名減少しておりますが、これは主としてEPE (Thailand) CO., LTD. の生産調整に伴うものであります。

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
合計又は平均	151名	0名	41.38歳	15.08年

(注) 従業員数には、役員、嘱託、パートタイマー、アルバイトは含んでおりません。

訂正 3（下線は訂正箇所示しております）

議案および参考事項

第 3 号議案 監査役 2 名選任の件（注） 4.（39 頁）

【訂正前】

- 候補者杉岡進一氏、久保令治氏が選任された場合、当社定款の規定に基づき当社は各氏との間で、会社法第 427 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項の倍責責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額といたします。

【訂正後】

- 候補者杉岡進一氏、久保令治氏が選任された場合、当社定款の規定に基づき当社は各氏との間で、会社法第 427 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額といたします。